

学校における著作権マナーを再確認しましょう — 学校であれば、許諾はいらない?? —

秋になると、授業の成果を発表する場をもつ学校が多いと思います。著作物の使用に当たっては日頃から著作権法に基づき公正に対応していると思いますが、再度確認し、教育活動に活用していきましょう。

著作物は著作権法によって保護されている

- 創作的に表現されたものは著作物です。私たちの周りには言語（小説や講演等）、美術（絵画や書等）、音楽（楽曲等）等、たくさんの著作物があります。授業中に児童生徒が創作的に表現したのも著作物です。
- 著作物は、著作権法によって人格権（公表するかしないか、無断で改変されない等、精神的に傷つけられない権利）と財産権（経済的に損をしない権利）が保護されます。



著作物は著作権の制限により、許諾無く使用できる場合がある

次の場合は人格権を侵害しなければ許諾無く使用できますが、様々な条件を満たす場合に限られます。

■ 複製（インターネットに違法に配信された著作物の複製、コピーガード等を解除しての複製を除く）

● 学校その他教育機関における複製

- ・ 教育を担任及び授業を受ける者が複製
- ・ 複製する本人の授業の過程における使用
- ・ 出所を明示する慣行があるときは明示
- ・ 必要と認められる限度
- ・ 著作権者の利益を害さない

● 私的使用のための複製

- ・ 自分自身や家庭内など限られた範囲内（職務上の関係は範囲外）



■ 引用

- ・ 利用方法が公正な慣行に合致
- ・ 引用部分を「」等で明瞭に区別
- ・ 引用の質的量的な分量は、自ら作成する部分が「主」、引用される部分が「従」
- ・ 出所を明示

■ 公に上演、演奏、上映、口述

- ・ 営利を目的としない
- ・ 聴衆観衆から料金を受けない
- ・ 実演家、口述を行う者に報酬を支払わない
- ・ 出所を明示する慣行があるときは明示

■ 具体的な場面を想定して考えてみましょう ■

Q. 次のうち、許諾の必要が無いものはどれでしょうか。

- ア) 教育課程で行う運動会の応援看板に、児童生徒がアニメのキャラクターを描きたいと言っています。
- イ) 昼休みの校内放送で、放送系の児童生徒が市販のCDの曲を流すことになりました。
- ウ) 児童生徒に、教科書の図を1枚拡大コピーさせ、授業での発表資料を作らせようと思います。

A. ア・イ・ウ 全て許諾の必要はありません。

- ア) 授業を受ける者による授業で使うための複製なので、許諾無しで行えます。しかし運動会終了後の展示や、Webページへの掲載など、授業を超える使用には許諾が必要です。
- イ) CDの再生は演奏に当たり、非営利・無料・無報酬であれば許諾無しで流せます。しかしCDの曲をCD-R等にコピーして使用する場合は、複製の目的が授業や私的使用ではないので、許諾が必要です。なお、一般的な音楽CDには著作権者（作詞家・作曲家等）と著作隣接権者（演奏家・歌手等の実演家、レコード原盤を製作したレコード製作者）が関わっています。
- ウ) 授業を受ける者による授業で使うための複製なので、許諾無しで行えます。しかし参観者への資料配布や、授業外の発表会への使用など、授業を超える使用には許諾が必要です。

学校では、著作権の制限による、許諾を得ない著作物の使用も多いと思います。しかしそれが当然と考えるのではなく、児童生徒に、他人の権利や気持ち、文化的な所産を大切にすることを育む機会として捉えたいものです。

【参考文献】「著作権なるほど質問箱」文化庁 <http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>（担当・情報教育部）

【研修講座受講受付中】「教師と児童生徒のための著作権研修講座」8月11日（火）

次回の発行は、8月14日（金）の予定です。【バックナンバー】<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/sougou/koho/>